

上板町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

令和 4 年 3 月 改訂

上板町

目次

第1章 公共施設等総合管理計画策定について	1
1. 背景と目的.....	1
2. 計画期間	2
3. 計画の位置づけ	2
4. 対象施設	3
第2章 現況把握.....	4
1. 町の概況	4
(1)町の沿革・位置・面積.....	4
(2)現状や課題に対する基本認識.....	4
(3)人口推移.....	5
(4)財政状況.....	6
2. 公共施設等の状況.....	9
(1)建物の状況	9
(2)建物の推移	10
(3)インフラ施設の状況.....	11
(4)インフラ施設の推移.....	11
3. 有形固定資産減価償却率の推移.....	12
第3章 公共施設等の将来更新投資額の試算	13
1. 公共施設の将来更新投資額の試算	13
2. 道路の将来更新投資額の試算.....	17
3. 橋梁の将来更新投資額の試算.....	18
4. 上水道の将来更新投資額の試算	19
5. 農業集落排水（管路）の将来更新投資額の試算	21
6. インフラ施設の合算	23
7. 充当可能な財源の見込み.....	24
第4章 公共施設等の適正管理に関する基本的な考え方	25
1. 点検・診断等の実施方針	25
2. 維持管理・運営・修繕等の実施方針.....	25
3. 安全確保の実施方針	25
4. 耐震化の実施方針	25
5. ユニバーサルデザイン化の推進.....	26
6. 長寿命化の実施方針	26
7. 更新及び統合や廃止の推進方針.....	27
8. 全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針	27

9. 脱炭素化に向けた推進方針	27
第5章 施設類型ごとの基本方針	28
1. 公共施設	28
2. インフラ施設	30
第6章 具体的な取り組み	31
1. 過去に行った対策と実績	31
2. 地方公会計の活用	31
3. 個別施設計画・関連計画の策定状況	32

第 1 章 公共施設等総合管理計画策定について

1. 背景と目的

上板町（以下「本町」という。）では、学校施設や公営住宅などの多くの公共建築物が昭和 30 年代半ばから昭和の終わりにかけて整備されてきました。

これらの公共施設の多くが近い将来一斉に改修・更新時期を迎え、多額の更新費用が必要になると予想されます。

一方で、財政面では、人口の減少や少子高齢化等の進行に伴い、歳入・歳出共に厳しい財政状況になることが想定されています。

こういった社会情勢の中、既存の公共施設全てを維持・更新することは困難な状況にあり、健全で持続可能なまちづくりを実現するには、より効率的な公共施設の活用や最適な規模での維持・更新を行うことが強く求められています。

本町では、公共施設の機能を維持しつつ、可能な限り住民への負担をかけない公共施設の最適な配置を実現するため、平成 29 年 3 月に「上板町公共施設等総合管理計画」を策定しています。

今回、施設ごとの具体的な管理方針を示した「個別施設計画」の策定や、総務省からの改訂要請（「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」（平成 30 年 2 月 27 日総財務第 28 号））など、本町を取り巻く状況の変化を踏まえて、本計画の改訂を行いました。

2. 計画期間

本計画は、本町が所有する公共施設等の維持管理や更新に関わる費用等を、長期的な視点で見据えたうえで作成することから、令和3年度（2021年度）から令和32年度（2050年度）までの30年間を計画期間とします。

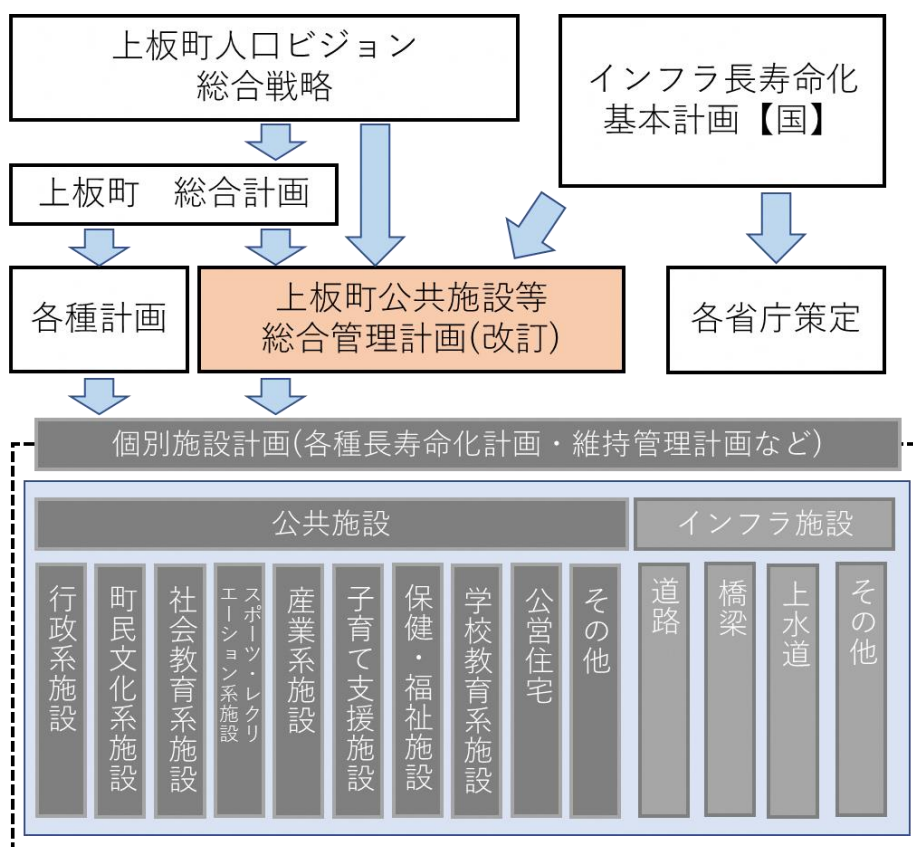
なお、今後の社会経済情勢や住民ニーズの変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

3. 計画の位置づけ

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）などに基づき、施設の更新、統廃合、長寿命化及び維持管理など、今後の公共施設のあり方についての基本的な方針として策定します。

また、公共建築物やインフラ施設を対象とした個別施設計画を総括し、あわせて対象とする公共施設等における基本的な取組を示すものです。

【計画体系図】



4. 対象施設

本計画では、本町が所有するすべての公共施設及びインフラ施設を用途で分類し、下記のとおりとします。

施設分類	用途分類	
公共施設	行政系施設	10分類
	町民文化系施設	
	社会教育系施設	
	スポーツ・レクリエーション系施設	
	産業系施設	
	子育て支援施設	
	保健・福祉施設	
	学校教育系施設	
	公営住宅	
	その他	
インフラ施設	道路	5分類
	林道	
	橋梁	
	上水道施設	
	農業集落排水施設	

第 2 章 現状把握

1. 町の概況

(1)町の沿革・位置・面積

板野郡、名西郡の始まりは寛文 4 年で、明和 6 年に郡代を改め、明治 22 年の町村制施行により、板野郡松島町、大山村、名西郡高志村が誕生しました。明治、大正、昭和と変遷を経て、昭和 30 年 3 月 31 日に 3 カ町村が合併して上板町が発足しました。

本町は、徳島県の北東部、吉野川平野の中北部に位置し、南北に約 9.3 km、東西に約 6 km、総面積は 34.58 km² となっています。

(2)現状や課題に対する基本認識

上板町人口ビジョンによると、本町の人口は 2035 年（令和 17 年）には 8,947 人、2055 年（令和 37 年）には 5,819 人になると推計されています。人口の減少に伴い財政規模も縮小されることが予想され、後章で記載する通り、既存の公共施設等を現状のまま全て更新すれば、町民への負担を大きくしてしまうことになります。

このようなことから、今後の公共施設等の維持管理については、公共施設等の適正管理に関する基本的な考えに基づき、計画的に行っていくことが必要であると考えます。

(3)人口推移

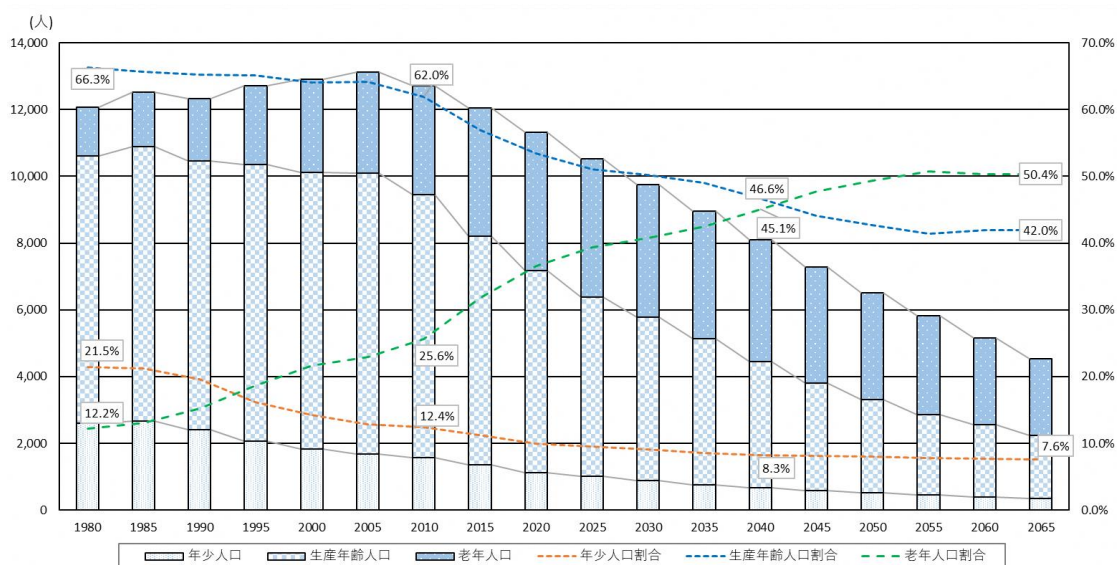
本町の人口は、2005年の13,123人から緩やかな減少傾向に入り、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計によると2050年には6,516人まで減少すると予想されています。

また、人口の構成についても少子高齢化が進行し、総人口に加え、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)も大幅に減少することも見込まれています。

全国的な問題ではありますが、人口減少や生産年齢人口の減少をいかに食い止めるかが課題となっております。

■本町人口の将来予想

総人口と年齢3区分別人口の推移



	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060	2065
人口	12,074	12,523	12,334	12,721	12,910	13,123	12,711	12,039	11,310	10,534	9,751	8,947	8,103	7,277	6,516	5,819	5,158	4,525
年少人口	2,594	2,663	2,413	2,064	1,835	1,690	1,579	1,351	1,132	1,005	884	765	671	594	522	457	397	346
生産年齢人口	8,008	8,229	8,050	8,285	8,273	8,415	7,875	6,862	6,047	5,378	4,897	4,382	3,778	3,207	2,779	2,410	2,164	1,900
老年人口	1,472	1,631	1,871	2,372	2,802	3,018	3,257	3,826	4,131	4,151	3,970	3,800	3,654	3,476	3,215	2,952	2,597	2,279
年少人口割合	21.5%	21.3%	19.6%	16.2%	14.2%	12.9%	12.4%	11.2%	10.0%	9.5%	9.1%	8.6%	8.3%	8.2%	8.0%	7.9%	7.7%	7.6%
生産年齢人口割合	66.3%	65.7%	65.3%	65.1%	64.1%	64.1%	62.0%	57.0%	53.5%	51.1%	50.2%	49.0%	46.6%	44.1%	42.6%	41.4%	42.0%	42.0%
老年人口割合	12.2%	13.0%	15.2%	18.6%	21.7%	23.0%	25.6%	31.8%	36.5%	39.4%	40.7%	42.5%	45.1%	47.8%	49.3%	50.7%	50.3%	50.4%

上板町の将来人口展望(目標)
2045年時点で9,000人超

出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」、上板町人口ビジョン(2020年策定版)

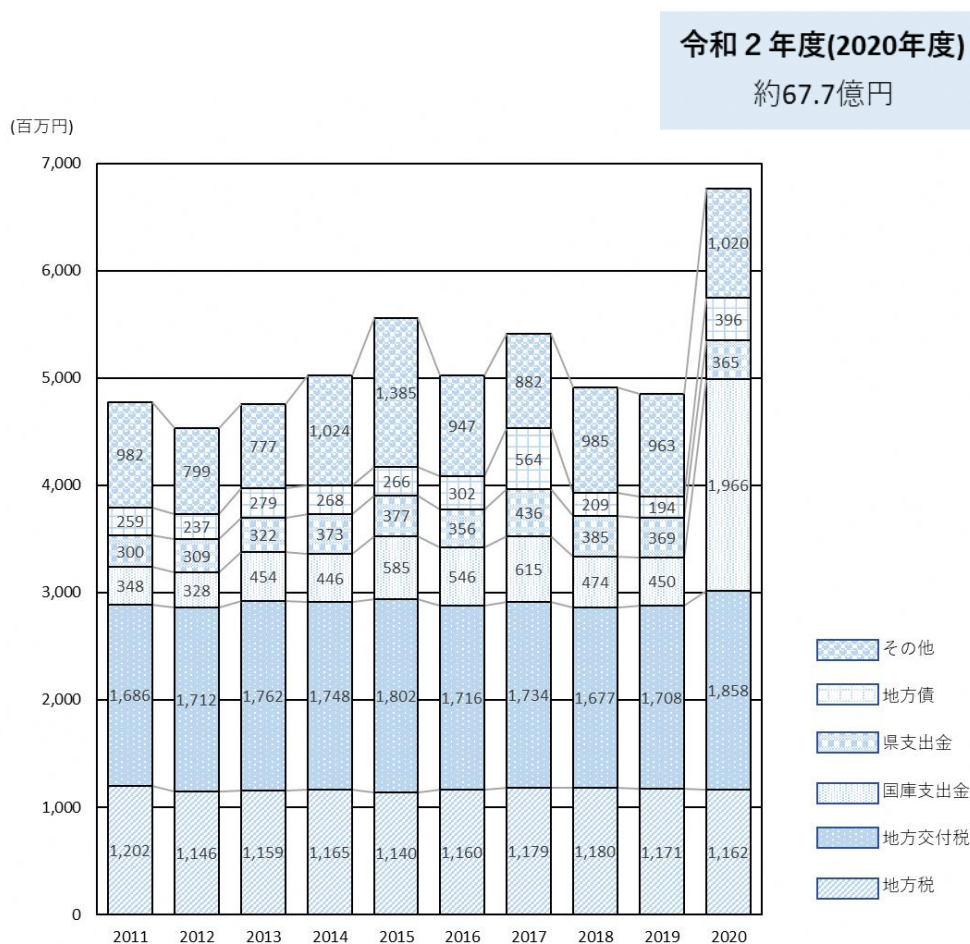
(4)財政状況

①歳入の推移（普通会計）

2011年度から2020年度までの各年度の予算規模は、約47.5億円から約67.7億円の間で推移しています。

2020年度については新型コロナウイルス感染症対策に関する国庫支出金・県支出金の歳入により例年に比べ高い数値ですが、突発的な歳入を除くと依然として財政は厳しい状況です。

こうした状況に対応するため、事業・事務の最適化、選択と集中の徹底や民間活力の積極的な活用等に取り組み、歳入に見合った予算規模への転換を図る必要があります。公共施設等の管理においても、限られた財源の中で計画的かつ効率的に事業を推進し、町民の安全・安心を確保していく必要があります。

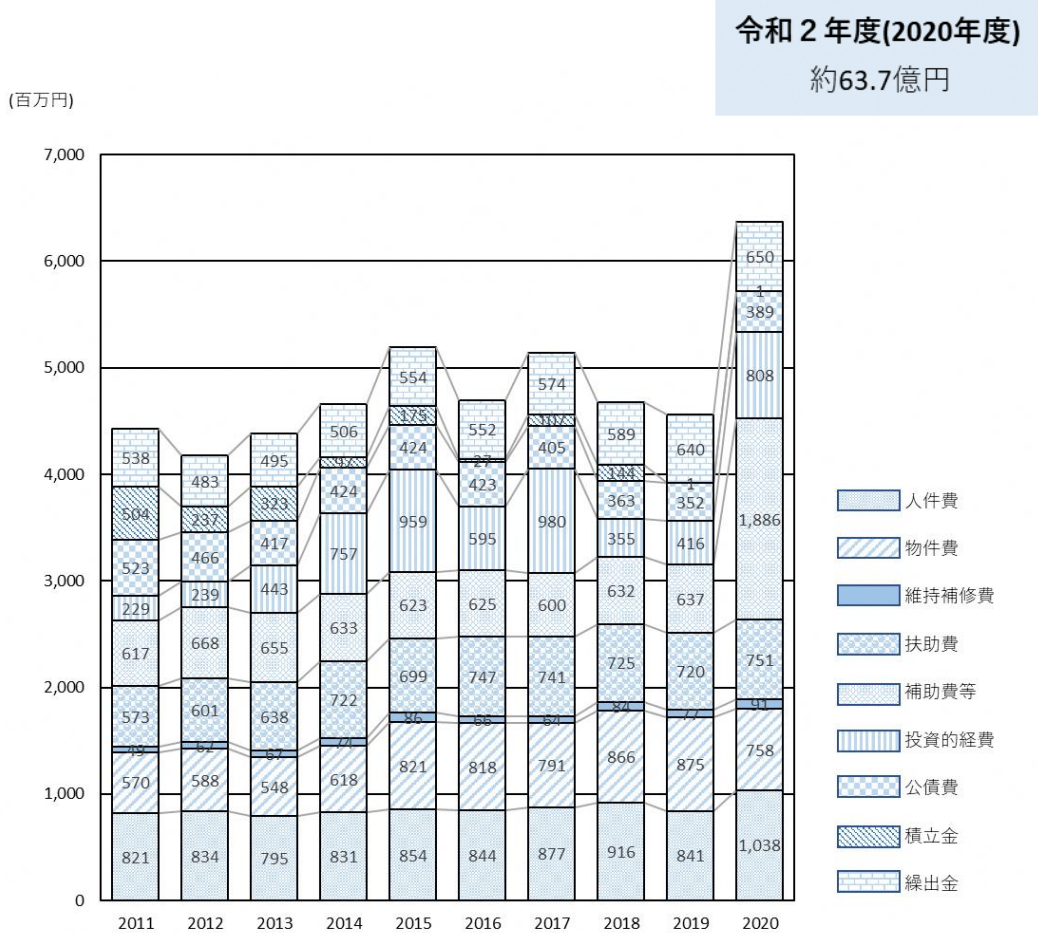


※普通会計：総務省が定める統計上の会計区分で、一般会計及び特別会計のうち公営事業会計（公営企業会計、下水道事業会計、国民健康保険事業会計等）を除くものの合計

②歳出の推移（普通会計）

2011年度から2020年度までの各年度の予算規模は、約41.8億円から約63.2億円の間で推移しています。本町の歳出の推移をみると、老年人口の増加に伴い扶助費や人件費が増加傾向にあることが分かります。（老年人口 2010年：3,257人 2020年：4,131人）

一方、近年の積立金は減少傾向にあり、基金への現金の留保が十分ではない可能性があります。義務的経費（人件費、公債費、扶助費）は今後も増加傾向になることが予想されるため、ますます厳しい財政状況となることが想定されるため、財政シミュレーション等を行い健全な運営ができるよう努めていく必要があります。



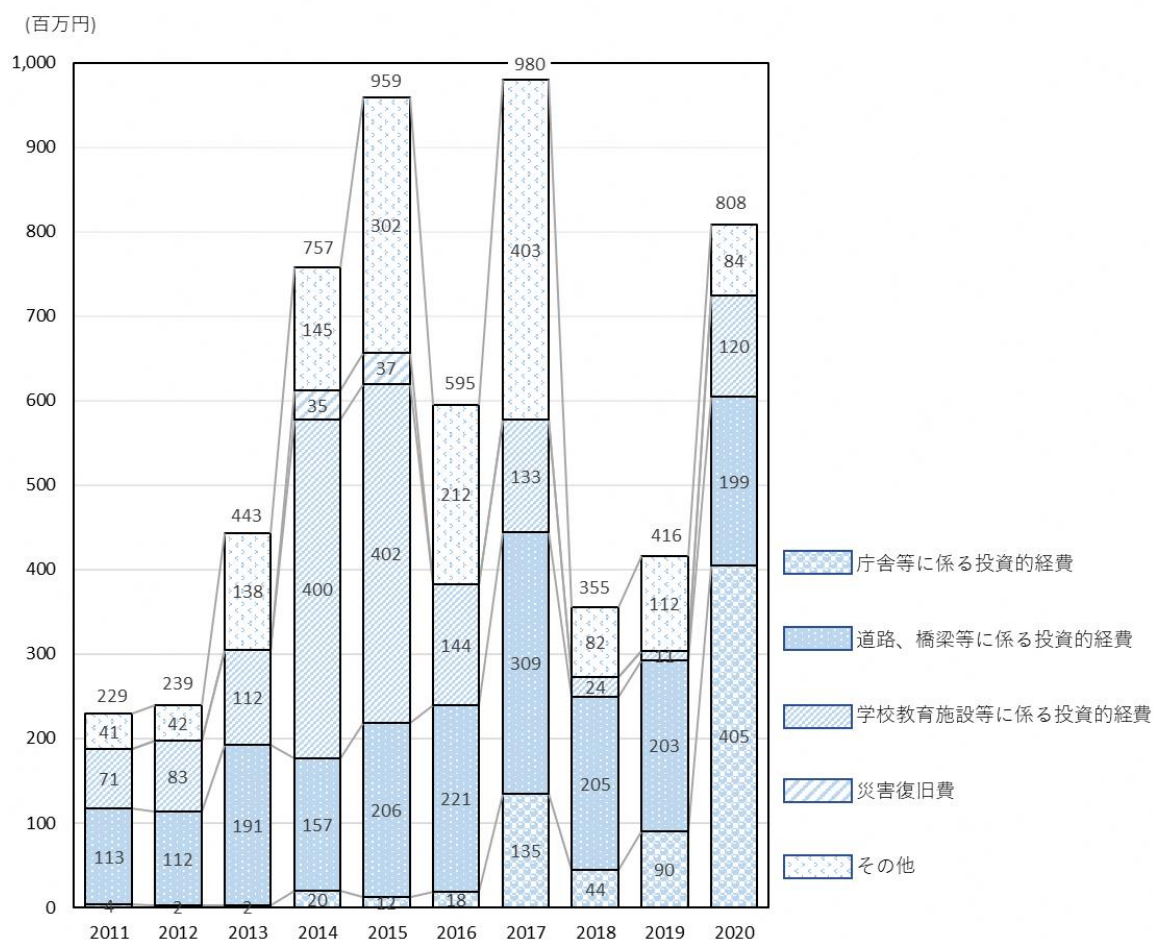
※義務的経費：任意に削除できない極めて硬直性が高い経費

※扶助費：福祉医療、老人・児童・障害福祉、生活保護等の福祉関係の給付額で、主に法令により支出が義務付けられている経費

※公債費：町の借入金に係る元利償還費に係る経費

③投資的経費の推移（普通会計）

歳出の投資的経費の推移は以下の通りです。近年は上板町保健相談センターの建設に伴い庁舎等に係る投資的経費が増加しておりますが、10年間の推移を見てみると道路、橋梁等に係る投資的経費が増加傾向にあることが分かります。インフラ施設は老朽化が進んでいることから更新や長寿命化対策が急務になっております。橋梁の長寿命化修繕計画や水道事業経営戦略、農業集落排水施設の最適整備構想を基に今後の投資的経費のあり方を検討し、実行していく必要があります。



※投資的経費：道路・橋梁、公園、町営住宅、学校等の建設等社会資本の整備に要する経費（上下水道、病院、宿舎などの特別会計・企業会計に係るものは除く）

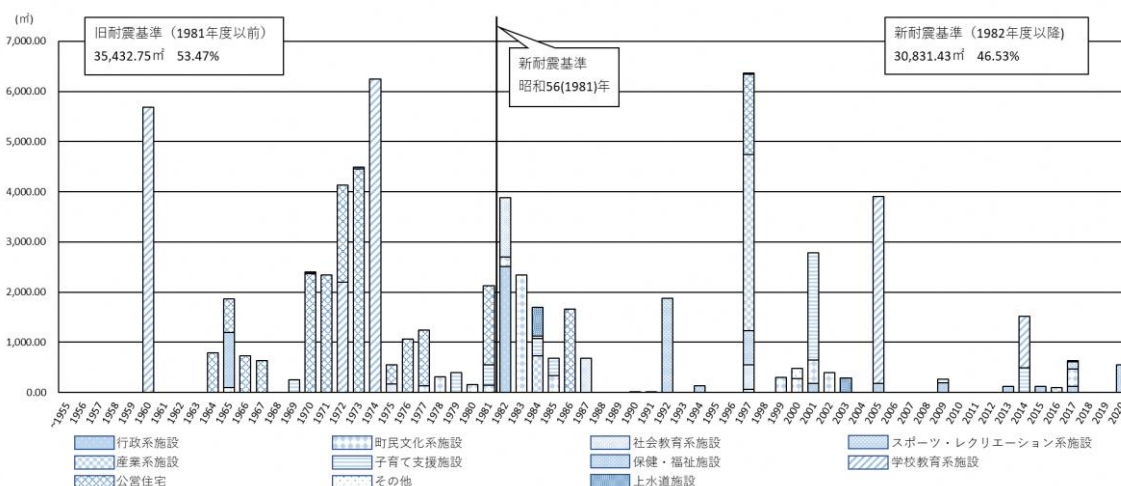
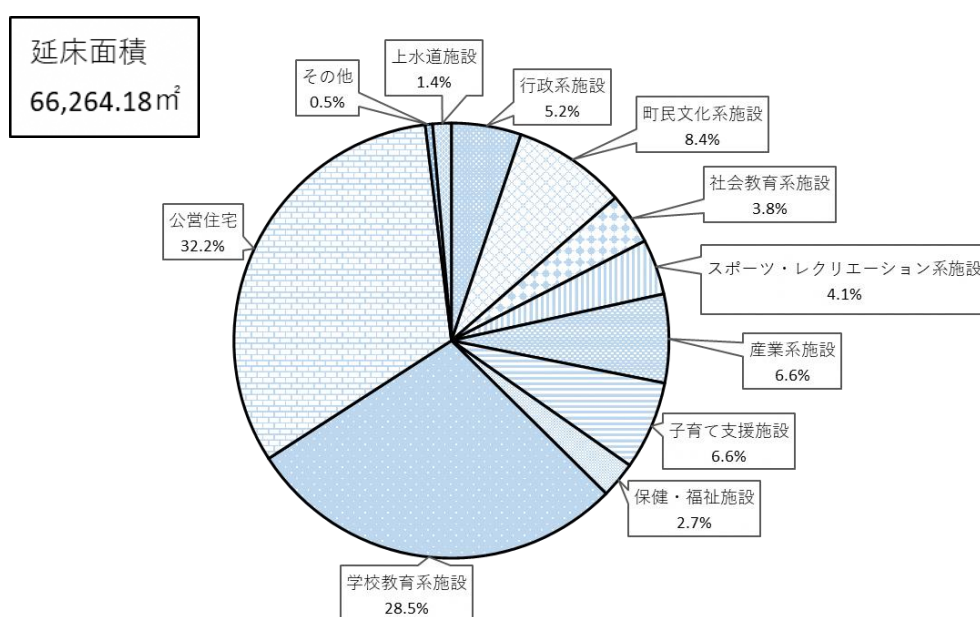
2. 公共施設等の状況

(1) 建物の状況

本町が所有する公共施設（建物）の総延床面積は、66,264.18 m²となっております。

用途別では、公営住宅が最も多く、全体の32.2%、学校教育系施設が28.5%、町民文化系施設が8.4%となっております。

建築年度別のグラフを見てみると、新耐震基準（1981年）以前に建てられた建物は全体の53.47%であることがわかります。今後の人口推移、社会情勢から耐震補強工事を行い長寿命化対策を行うのが良いか、建替え、除却、集約化などを行うのが良いか検討する必要があります。



(2)建物の推移

平成27年度（計画策定時）と比較すると、令和2年度においては、全体で3,490.37㎡減少の66,264.18㎡となりました。これは、公営住宅など老朽化及び利用者の減少に伴い解体している建物があるためです。

■施設保有量の推移

区分	施設分類	平成27年度		令和2年度		増減比較		構成比
		施設数	総延床面積 (㎡)	施設数	総延床面積 (㎡)	施設数	総延床面積 (㎡)	
建物系 公共施設	行政系施設	8	3,730.48	7	3,431.14	▲1	▲299.34	5.2%
	町民文化系施設	17	5,710.74	17	5,575.99	0	▲134.75	8.4%
	社会教育系施設	4	2,539.47	4	2,539.47	0	0.00	3.8%
	スポーツ・レクリエーション系施設	5	2,593.42	7	2,735.17	2	141.75	4.1%
	産業系施設	4	4,244.00	6	4,361.16	2	117.16	6.6%
	子育て支援施設	10	4,624.85	9	4,361.85	▲1	▲263.00	6.6%
	保健・福祉施設	3	1,380.47	3	1,785.22	0	404.75	2.7%
	学校教育系施設	6	18,868.39	6	18,868.39	0	0.00	28.5%
	公営住宅	19	24,699.40	17	21,327.40	▲2	▲3,372.00	32.2%
	その他	15	443.31	14	358.37	▲1	▲84.94	0.5%
企業会計 公共施設	上水道施設	0	0.00	5	920.02	5	920.02	1.4%
合計		91	68,834.53	95	66,264.18	4	▲2,570.35	100.0%

※小数点以下2桁を四捨五入して集計しているため、合計値が一致しない場合があります。

※上水道施設については今回から掲載のため増加となっております。

(3) インフラ施設の状況

インフラ施設は、道路や上水道等、生活や産業の基盤となる公共施設であり、住民の生活や地域の経済活動を支えるために必要不可欠な資産です。

本町が現在所有しているインフラ施設は以下の通りで町道延長 271,498 m²、上水道配水管延長 153,712m などとなっております。

(4) インフラ施設の推移

橋梁については廃止を行った橋や国の管轄となった橋があるため減少となっております。

■ インフラ施設保有量の推移

区分	施設分類		表示単位	平成27年度	令和2年度	増減
道路	町道	一般道路	総延長(m)	267,648.0	267,827.0	179.0
			総面積(m ²)	1,121,194.0	1,126,655.0	5,461.0
		自動車歩行者道	総延長(m)	3,671.0	3,671.0	0.0
			総面積(m ²)	10,779.0	10,779.0	0.0
	林道		総延長(m)	5,150.0	5,150.0	0.0
			総面積(m ²)	12,387.5	12,387.5	0.0
橋梁			総面積(m ²)	10,686.0	9,598.0	▲ 1,088.0
上水道			総延長(m)	117,510.0	153,712.0	36,202.0
農業集落排水			総延長(m)	10,974.0	10,974.0	0.0

3. 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率とは、各施設を一定の耐用年数によって減価償却した場合に、年度末における施設がどれだけ老朽化しているかを表す指標です。

「有形固定資産減価償却率＝減価償却累計額÷償却資産取得価額等」の計算式で算定されます。

公共施設（建物）については、令和2年度において68.5%となっており、施設の大半が耐用年数の半数を超過していることになります。

また、インフラ施設についても同様に資産の老朽化が進行しています。特に林道、町道などの道路の老朽化が進んでおり、今後も、施設の老朽化が見込まれるため、個別施設計画（長寿命化計画）等による計画的な予防保全の実行が重要になると言えます。

■有形固定資産減価償却費率の推移

用途	有形固定資産減価償却率		
	平成27年度	令和2年度	増減
建物	63.8%	68.5%	4.7%
町道	54.1%	61.9%	7.8%
林道	97.7%	98.1%	0.4%
橋梁	48.0%	49.7%	1.7%
上水道	40.9%	47.7%	6.9%
農業集落排水施設	27.9%	37.9%	10.0%

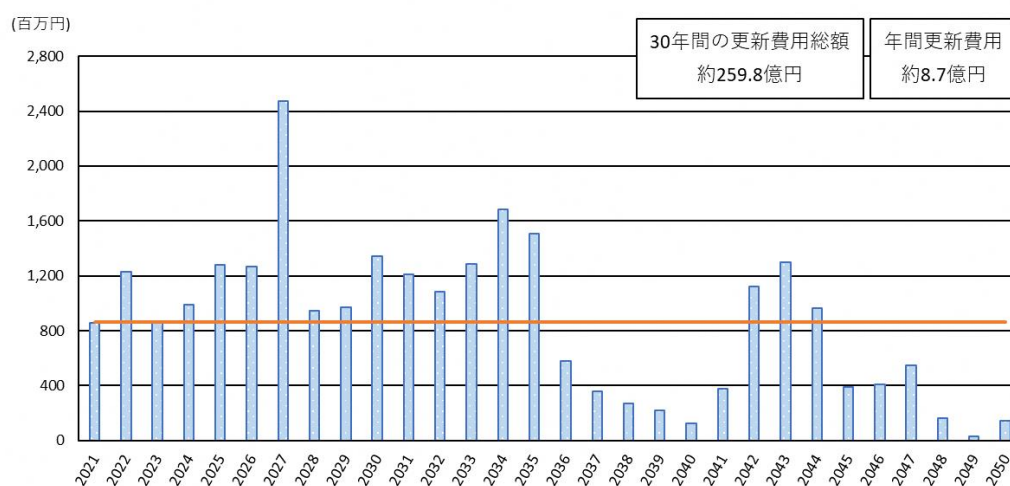
第3章 公共施設等の将来更新投資額の試算

1. 公共施設の将来更新投資額の試算

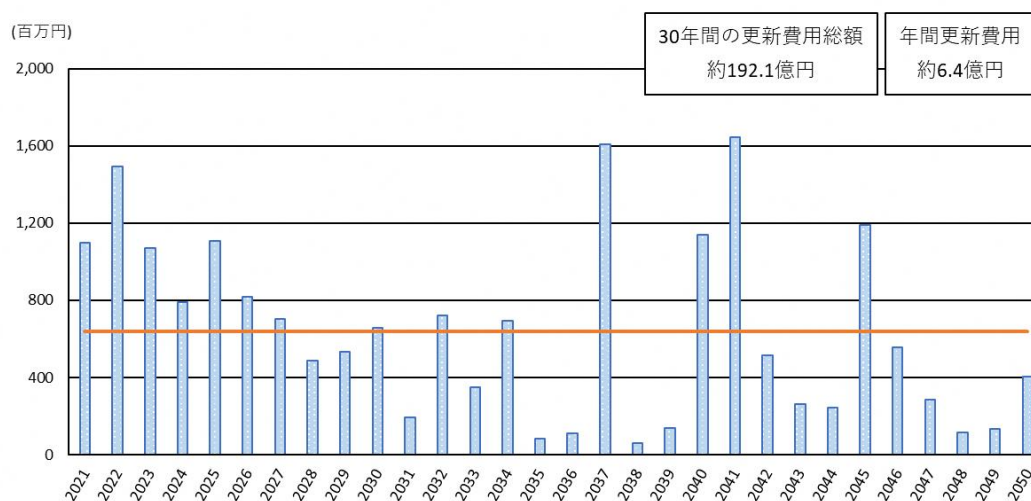
個別施設計画を基に試算した30年間の経費見込みは約192.1億円となっており、単純更新した場合の約259.8億円と比較すると約67.7億円の長寿命化効果額を見込めます。

また、単年度平均で見ると、個別施設計画を基に試算した経費は約6.4億円となっており、単純更新した場合の約8.7億円と比較すると、1年あたり約2.3億円の長寿命化効果額を見込める試算結果となりました。

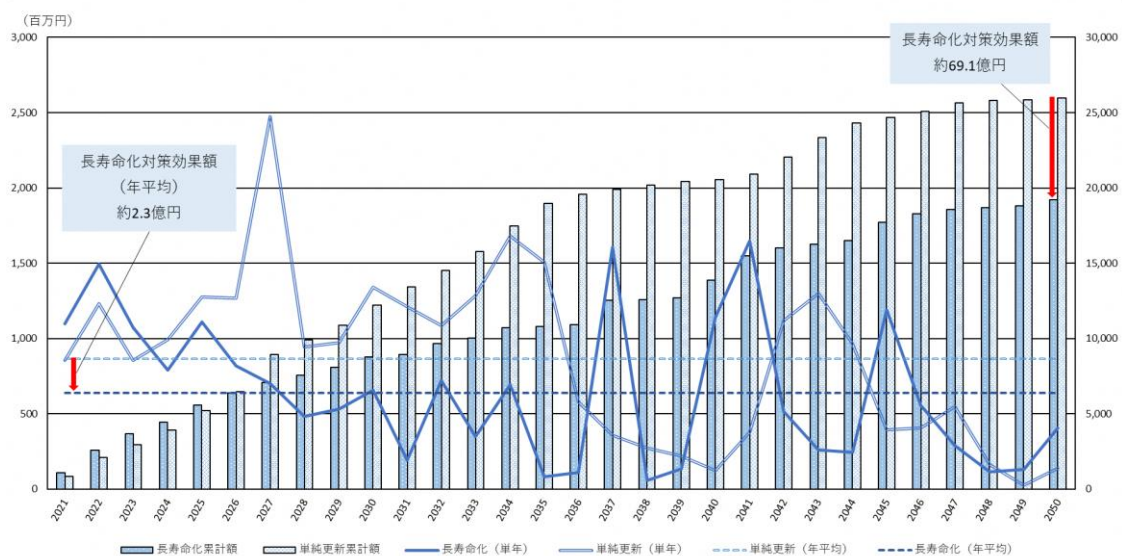
■将来更新投資額（単純更新）



■将来更新投資額（長寿命化対策）



■経費見込み



	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
単純更新(単年)	856	1,230	854	992	1,277	1,268	2,474	943	973	1,340	1,213	1,087	1,285	1,682	1,508
長寿命化(単年)	1,100	1,495	1,072	792	1,109	819	702	485	532	656	192	720	351	694	83
単純更新累計額	856	2,086	2,940	3,932	5,209	6,477	8,951	9,894	10,867	12,207	13,420	14,507	15,792	17,474	18,982
長寿命化累計額	1,100	2,595	3,667	4,459	5,568	6,387	7,089	7,574	8,106	8,762	8,954	9,674	10,025	10,719	10,802

	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050
単純更新(単年)	580	357	271	219	125	376	1,120	1,301	965	393	408	549	165	27	141
長寿命化(単年)	111	1,607	58	137	1,141	1,647	514	261	244	1,190	557	287	116	132	405
単純更新累計額	19,562	19,919	20,190	20,409	20,534	20,910	22,030	23,331	24,296	24,689	25,097	25,646	25,811	25,838	25,979
長寿命化累計額	10,913	12,520	12,578	12,715	13,856	15,503	16,017	16,278	16,522	17,712	18,269	18,556	18,672	18,804	19,209

■更新費用算出条件（単純更新）

（円/㎡）

施設用途	大規模改修工事	更新（建替）
行政系施設	250,000	400,000
町民文化系施設	250,000	400,000
社会教育系施設	250,000	400,000
スポーツ・レクリエーション系施設	200,000	360,000
産業系施設	250,000	400,000
子育て支援施設	170,000	330,000
保健・福祉施設	200,000	360,000
医療施設	250,000	400,000
学校教育系施設	170,000	330,000
公営住宅	170,000	280,000
公園	170,000	330,000
供給処理施設	200,000	360,000
その他	200,000	360,000
上水道施設	200,000	360,000
下水道施設	200,000	360,000

●耐用年数

標準的な耐用年数とされる 60 年を採用することとする。

●耐用年数が超過しているもの

今後 10 年間で均等に更新するものとして計算する。

●建替え時期

建替え時期は以下の通りとする。

大規模改修工事　　： 建築後 30 年経過

更新（建替）工事　： 建築後 60 年経過

●建替え期間

設計、施工と複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、建替え期間を 2 年間として計算する。

■更新費用算出条件（長寿命化対策）

(円/m²)

施設用途	改造工事	長寿命化工事	更新（建替）
行政系施設	100,000	250,000	400,000
町民文化系施設	100,000	250,000	400,000
社会教育系施設	100,000	250,000	400,000
スポーツ・レクリエーション系施設	90,000	200,000	360,000
産業系施設	100,000	250,000	400,000
子育て支援施設	82,500	170,000	330,000
保健・福祉施設	90,000	200,000	360,000
医療施設	100,000	250,000	400,000
学校教育系施設	82,500	170,000	330,000
公営住宅	70,000	170,000	280,000
公園	82,500	170,000	330,000
供給処理施設	90,000	200,000	360,000
その他	90,000	200,000	360,000
上水道施設	90,000	200,000	360,000
下水道施設	90,000	200,000	360,000

●耐用年数

長寿命化の目標耐用年数として80年を採用することとする。

●耐用年数が超過しているもの

今後10年間で均等に更新するものとして計算する。

●建替え時期

建替え時期は以下の通りとする。

改造工事 : 建築後20年、60年経過

長寿命化工事 : 建築後40年経過

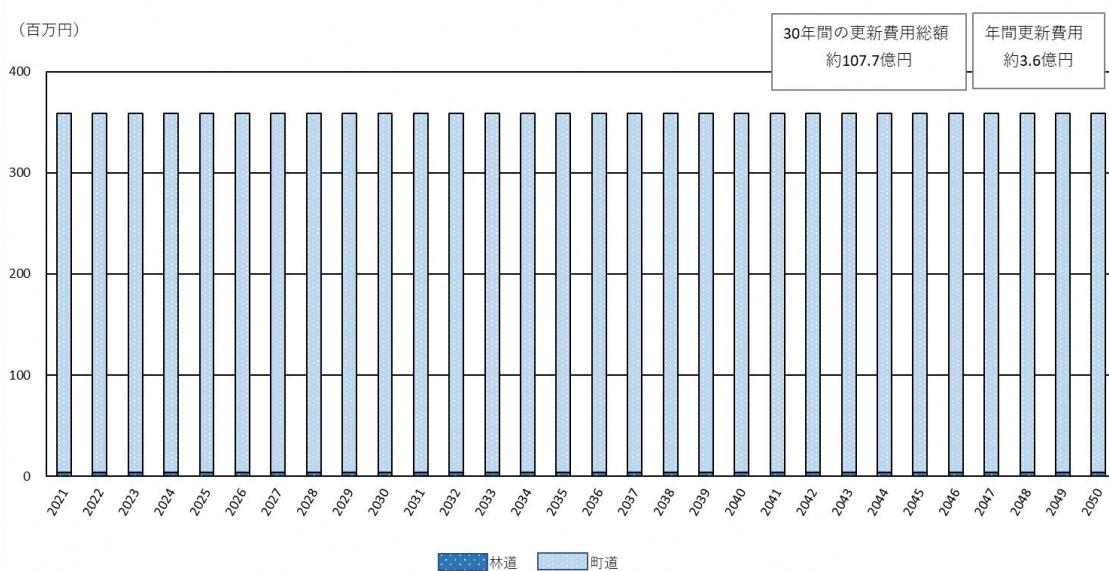
更新（建替）工事 : 建築後80年経過

●建替え期間

設計、施工と複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、建替え期間を2年間として計算する。

2. 道路の将来更新投資額の試算

今後の30年間に、道路を耐用年数経過時に単純更新した場合にかかる費用は約107.7億円、年平均では約3.6億円と予測されます。



※長寿命化対策に係る費用については計画の作成を行っていないため未算定。

■更新費用算出条件（単純更新）

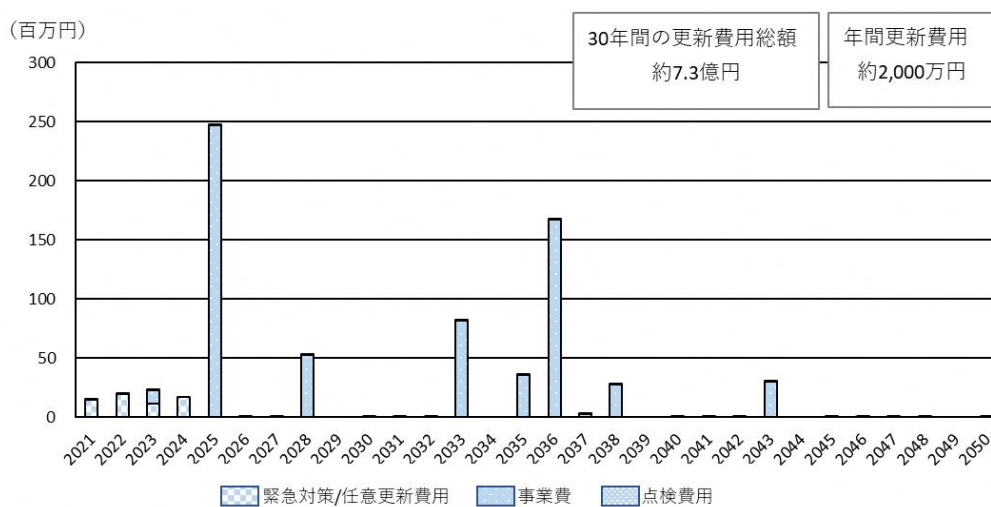
施設用途	耐用年数	更新単価
道路	15年	4,700円/m ²

3. 橋梁の将来更新投資額の試算

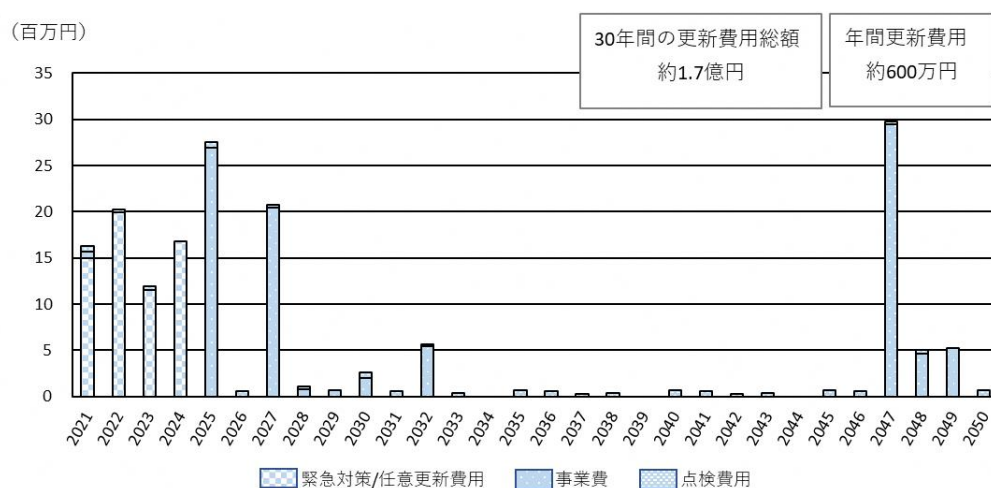
今後 30 年間に、橋梁を耐用年数経過時に単純更新した場合にかかる費用は約 28.4 億円、年平均では約 1 億円と予測されます。(235 橋が対象)

令和元年度橋梁長寿命化修繕計画策定時では点検により、早期に保全を行う必要がある又は重要度が高い橋梁を 26 橋抜粋しています。該当する橋の対処療法型、予防保全型のシナリオの数値は以下の通りです。

■将来更新投資額（単純更新）※対処療法型



■将来更新投資額（長寿命化対策）※予防保全型



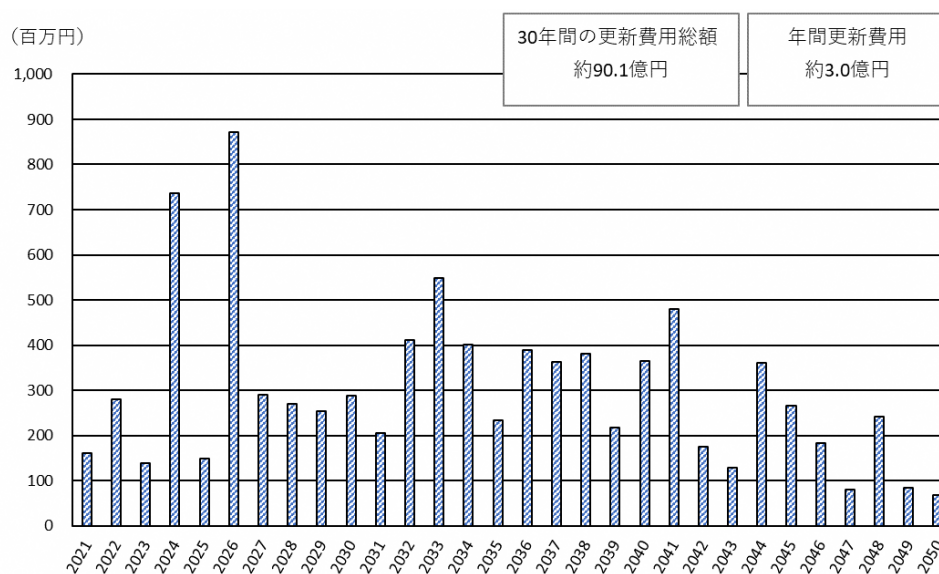
※令和元年度橋梁長寿命化修繕計画より

4. 上水道の将来更新投資額の試算

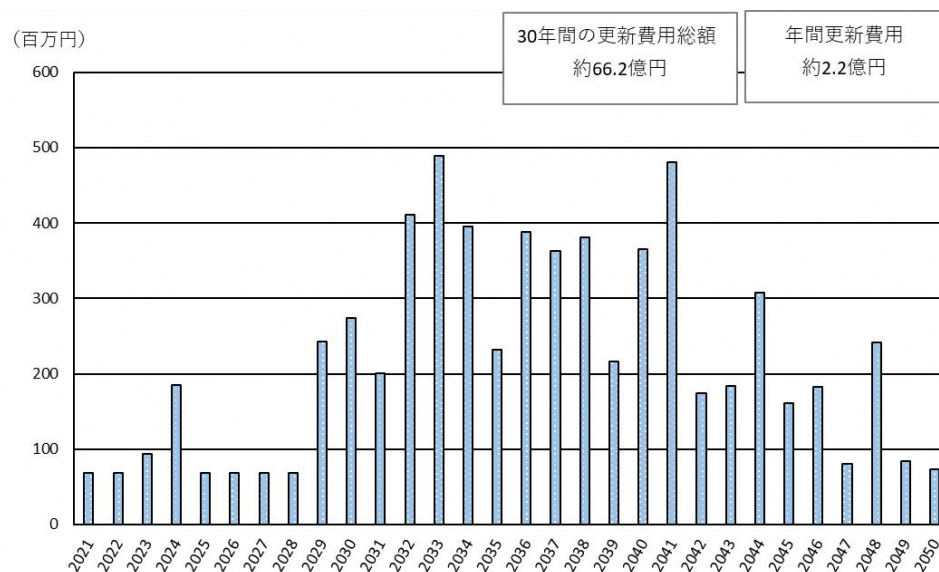
今後の30年間に、上水道（建物・管路）を耐用年数経過時に単純更新した場合にかかる費用は約90.1億円、年平均では約3.0億円と予測されます。

改修や更新等の長寿命化対策を実施した場合には約66.2億円、年平均では約2.2億円と予想されます。長寿命化対策を実施したことによる効果額は30年間で約23.9億円、年平均では約0.8億円と見込まれます。

■将来更新投資額（単純更新）



■将来更新投資額（長寿命化対策）



■更新費用算出条件（単純更新）

	更新単価（円/m）
導水管・300mm未満	100,000
〃 ・300～500mm未満	114,000
〃 ・500～1000mm未満	161,000
〃 ・1000～1500mm未満	345,000
〃 ・1500～2000mm未満	742,000
〃 ・2000mm以上	923,000

●耐用年数

耐用年数は40年を採用することとする。

■更新費用算出条件（長寿命化対策）

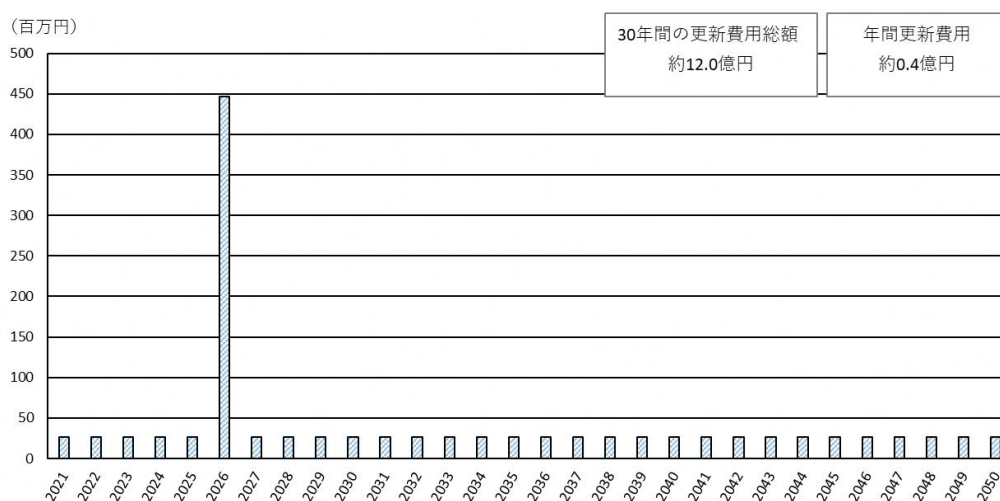
2021年度から2028年度までは水道事業経営戦略の投資・財政計画（資本的収支）の建設改良費の数値を使用。

5. 農業集落排水（管路）の将来更新投資額の試算

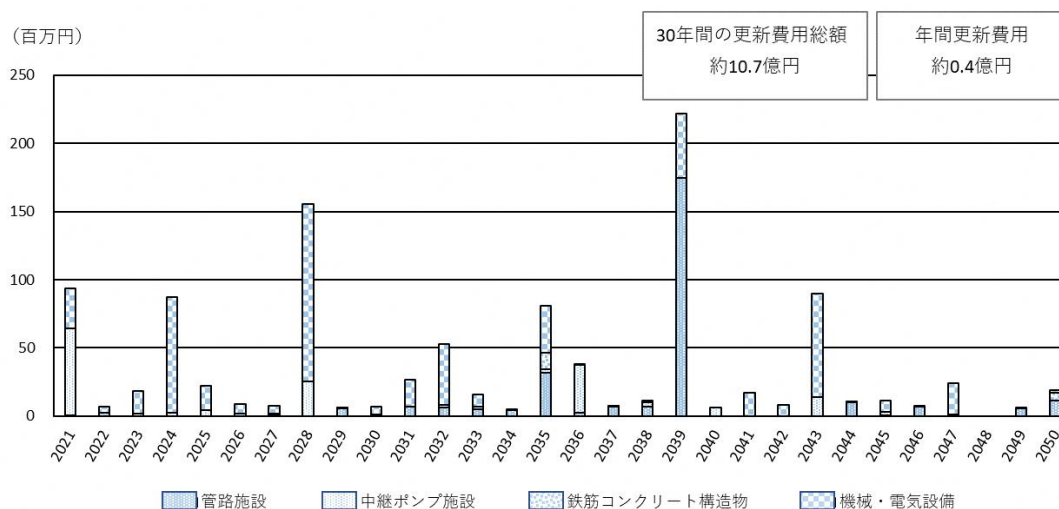
今後の30年間に、農業集落排水（管路）を耐用年数経過時に単純更新した場合にかかる費用は約12.0億円、年平均では約0.4億円と予測されます。

改修や更新等の長寿命化対策等を実施した場合には約10.7億円、年平均では約0.4億円と予想されます。長寿命化対策等を実施したことによる効果額は30年間で約1.3億円と見込まれます。

■将来更新投資額（単純更新）



■将来更新投資額（長寿命化対策）



■更新費用算出条件（単純更新）

取得金額については決算統計の数値を使用。

●耐用年数

耐用年数は50年を採用することとする。

●改修時期

耐用年数の1/2で設定。（工事金額は取得金額の60%に設定）

■更新費用算出条件（長寿命化対策）

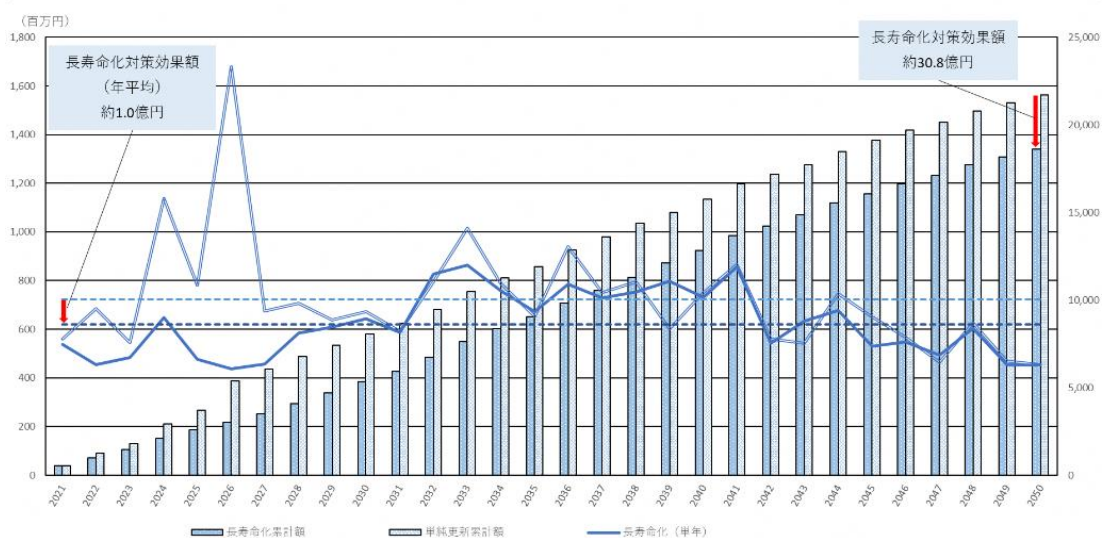
『農業集落排水施設最適整備構造』資料より算出。

6. インフラ施設の合算

下記のグラフは道路、橋梁、上水道（建物、管路）、農業集落排水（管路）の試算数値を合算したものになります。個別施設計画を基に試算した30年間の経費見込みは約186.3億円となっており、単純更新した場合の約217.1億円と比較すると約30.8億円の長寿命化効果額を見込めます。

また、単年度平均で見ると、個別施設計画を基に試算した経費は約6.2億円となっており、単純更新した場合の約7.2億円と比較すると、1年あたり約1.0億円の長寿命化効果額を見込める試算結果となりました。

■経費見込み



	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
単純更新（単年）	560	684	546	1,139	780	1,679	674	708	638	674	592	796	1,016	787	654
長寿命化（単年）	538	455	483	648	477	438	457	584	608	643	587	828	864	759	673
単純更新累計額	560	1,245	1,790	2,929	3,710	5,388	6,063	6,770	7,409	8,082	8,674	9,470	10,485	11,272	11,926
長寿命化累計額	538	993	1,476	2,124	2,601	3,039	3,495	4,080	4,688	5,330	5,918	6,746	7,610	8,369	9,042

	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050
単純更新（単年）	941	751	794	601	751	866	560	543	746	651	568	465	626	468	454
長寿命化（単年）	785	729	752	797	731	857	542	633	677	531	549	493	605	453	452
単純更新累計額	12,866	13,617	14,411	15,013	15,763	16,630	17,190	17,732	18,478	19,129	19,697	20,162	20,788	21,257	21,710
長寿命化累計額	9,827	10,556	11,309	12,105	12,836	13,693	14,236	14,869	15,546	16,078	16,627	17,119	17,724	18,178	18,629

7. 充当可能な財源の見込み

ここまで試算した結果を基に、今後30年間の経費見込みを単年度に割り戻した平均額と直近5年間の経費を比較すると、1年あたり約7.6億円が不足しており、これまでの約2.5倍の負担が必要になるという試算結果でした。

不足する財源については、基金の活用及び国・県からの支援措置や補助制度等を検討するとともに、交付税措置のある起債の活用を優先するなど、全庁的に情報を共有しながら有効活用を図っていきます。

今後、本町においては生産年齢人口の減少による町税収入の減少等により、将来的に厳しい財政状況が想定されてます。公共施設の整備更新や維持管理に充当できる財源には限りがあることを前提に、公共施設の在り方を検討し続けることが必要になります。

(百万円)

		今後30年間の 経費見込み (①)	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (②)	長寿命化対策の 効果額(①-②)	現在要している経費 (過去5年平均)
普通会計	建築物(a)	19,209	25,979	▲ 6,770	133
	インフラ施設(b)	10,941	11,499	▲ 558	286
	計(a+b)	30,150	37,478	▲ 7,328	419
公営事業会計	建築物(c)	-	-	-	-
	インフラ施設(d)	7,689	10,211	▲ 2,522	80
	計(c+d)	7,689	10,211	▲ 2,522	80
建築物計(a+c)		19,209	25,979	▲ 6,770	133
インフラ施設計(b+d)		18,630	21,710	▲ 3,080	366
合計(a+b+c+d)		37,839	47,689	▲ 9,850	499

財源不足額の算定

(百万円)

今後30年間の 経費見込み	1年あたり平均額	現在要している経費 (過去5年平均)	1年あたりの 財源不足額	30年間の 不足財源額
37,839	1,261	499	▲ 762	▲ 22,869

第4章 公共施設等の適正管理に関する基本的な考え方

公共施設等の管理に関して、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（平成26年4月22日総財務第75号総務省自治財政局財務調査課長通知）を基本として以下のように推進します。

1. 点検・診断等の実施方針

公共施設等は利用状況や環境及び経年劣化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させていきます。公共施設等の安全性や快適性を確保しつつ、効果的な維持管理や更新を実施していくためには、不具合が発生した都度修繕を行う「事後保全」から、施設の劣化や損傷の進行を未然に防止し、長持ちさせることを目的に計画的な補修を実施する「予防保全」への転換を目指すことで既存公共施設を良好な状態に保ちます。

2. 維持管理・運営・修繕等の実施方針

公共施設等の維持管理・修繕・更新等に関しては、対応時期が重複することで、年度ごとに係る予算も積み上がることから、点検・診断等を踏まえた優先順位を検討し、事業の前倒しや先送りにより、年度ごとの予算を平準化します。

なお、実施にあたっては、既存施設との集約化や小規模化及び設備等の省エネ化等を十分検討し、イニシャルコストやランニングコストを総合的に検証したうえで進めることとします。

また、施設の総量の削減、安全・安心の観点等からも廃止や修繕不可能な施設については、取り壊しを検討します。施設の取り壊しについても、優先順位を付けて順次事業を実施し、事業費等の平準化を図ることとします。

3. 安全確保の実施方針

公共施設等の日常点検、定期点検・診断等を通じて劣化状況を把握するとともに、災害発生時の機能保持のため、安全性の確保に努めます。劣化等による事故の危険性が高い箇所については、速やかに対処することとします。施設の安全性の確保に加え、利用者の安全性の確保として、バリアフリー対策等も推進していきます。

4. 耐震化の実施方針

本町における公共建築物の多くは、災害が発生した際に地域住民の避難場所として活用され、情報収集や災害対策を行う拠点ともなることから、日常の安全性の確保に加え、災害時においても十分に施設の機能を発揮できるよう、耐震化を推進していきます。

今後は耐震化が必要となる公共施設だけでなく、道路、橋梁、上下水道等のインフラについても検討を進め、必要な整備と適正な管理に努めていきます。

5. ユニバーサルデザイン化の推進

公共施設等の改修や更新等を行う際には、町民ニーズや関係法令等におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別等に関わらず、誰もが安全・安心で快適に利用できるようユニバーサルデザインへの対応に努めます。

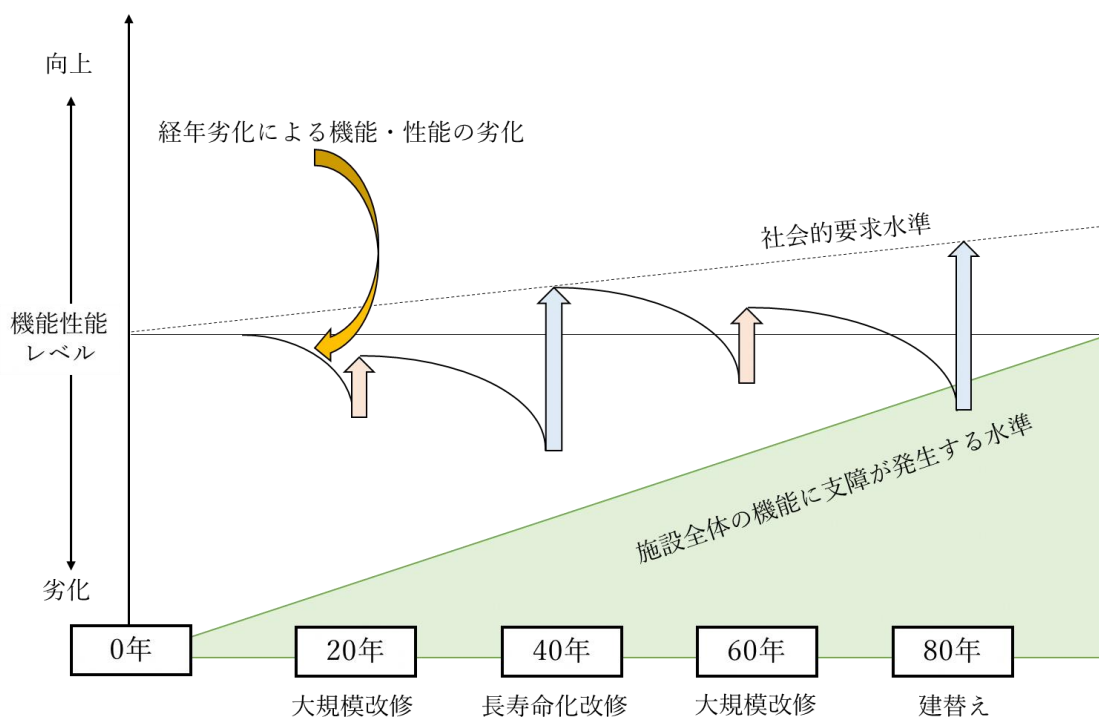
6. 長寿命化の実施方針

今後も継続的な運用（利用）を実施する必要がある施設については、定期点検や修繕による予防保全型の維持管理を実施するとともに、計画的な機能改善により施設の長寿命化を図り、その安全性や機能性を確保するとともに、ライフサイクルコストの縮減に取り組みます。

また、すでに長寿命化計画を策定している個別の施設等については、本計画を基本として継続的に見直しを行い、それぞれの長寿命化計画に基づく維持管理等を実施することとします。

さらに、それ以外の施設等については、必要に応じて本計画を基本とした長寿命化計画等の策定を図っていきます。

【長寿命化（予防保全）の考え方】



7. 更新及び統合や廃止の推進方針

公共施設等については、必要なサービスの水準を維持しながら、その総量が本町の規模に見合うものとなるよう適正化を図っていく必要があります。

今後、新たに施設整備や更新を行う際は、必要な公共施設等に限り行うこととし、施設の複合化、集約化等、効果的・効率的な方法を検討していきます。

なお、合併に伴う重複施設や廃止施設で転用や利活用の見込めないものについては、施設を解体してその後の経費削減を図ります。また、施設の廃止や複合化等により空いた土地は活用・処分を進めていきます。

8. 全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針

施設マネジメントを進めていくうえでは、将来にわたる財源の推移や施設全体の状況から総合的に判断したうえで優先順位を付し、長期的な視点で計画的に整備、修繕等を実施していく必要があります。

そのため、施設の点検・診断等の結果、維持管理、更新等の履歴を固定資産台帳システム上で管理し、維持管理方策や、更新の際の設計仕様の見直し等に活用します。

また、公共施設等の管理を総合的に実施していくため庁内の横断的な体制を整備します。

本計画の推進を全庁的な取組としていくためには、職員一人ひとりが施設をマネジメントするという意識を持って取り組んでいく必要があるため、計画の趣旨を十分に理解し、ファシリティマネジメントの視点に立った施設管理となるよう維持管理に関する講習会等へ積極的に参加します。

9. 脱炭素化に向けた推進方針

脱炭素化に向けた取組として、施設の維持・更新等に当たっては、断熱性能の高い材料の使用、省エネ性能に優れた機器(LED照明等)や太陽光発電設備の導入など、消費エネルギーの省力化及び再生可能エネルギーの導入を推進し、計画的な施設の脱炭素化に努めます。

第5章 施設類型ごとの基本方針

第4章に基づき、各部署が共通認識のもとで各施設の適切な維持管理、更新等が行えるよう取り組みを行います。それらの共通方針に加え、施設の特性に応じた管理に関する基本的な考え方である「施設類型ごとの基本方針」を以下のとおり定めます。

なお、各施設の所管部署においては、それぞれの施設の特徴や実情を踏まえ、必要に応じて施設計画等を策定するなどして、より効率的・効果的な管理を計画的に推進することとします。

1. 公共施設

(1) 行政系施設

建築年度が古く、老朽化が進んでいる施設は、耐震補強や改修を実施しています。予防保全に取り組み、適切な維持管理による施設の長寿命化に努めます。

(2) 学校教育系施設

建築年度が古く、老朽化が進んでいる施設は、耐震補強や改修を実施しています。予防保全に取り組み、適切な維持管理による施設の長寿命化に努めます。

(3) 社会教育系施設

社会教育、生涯学習の拠点として設置しています。
建築後40年以上を経過している施設があり、老朽化が進んでいます。
該当施設の耐震診断（必要に応じて補強）を実施し、その他の施設とともに適切な維持管理による施設の長寿命化に努めます。

(4) 子育て支援施設

児童福祉法に基づき、児童の心身ともに健やかな育成を目的として設置しています。建築後30年以上経過し老朽化が進んでいる施設もあることから、必要に応じて改修を実施しています。将来の児童数を見据えた施設のあり方を検討し、適切な維持管理による施設の長寿命化に努めます。

(5) 町民文化系施設

集会所など地域に密着した施設として設置しています。
建築後40年以上を経過している施設があり、老朽化が進んでいます。
該当施設の耐震診断（必要に応じて補強）を実施し、その他の施設とともに適切な維持管理による施設の長寿命化に努めます。

(6) 保健・福祉施設

町民の健康づくりや社会福祉の推進の拠点として設置しています。

地域住民一人ひとりの健康づくりを総合的に支援するための施設として2020年には保健相談センターが庁舎横に建設されました。

今後も適切な維持管理による施設の長寿命化に努めていきます。

(7) 観光・レクリエーション施設

豊かな自然や歴史・文化を活用した観光振興を目的に設置しています。

老朽化施設の改修など適切な維持管理による施設の長寿命化に努めます。

(8) 産業系施設

農林業や商工業の振興を目的に設置しています。

地場産業の活性化に取り組むとともに、適切な維持管理による施設の長寿命化に努めます。

(9) 公営住宅

公営住宅法及び住宅地区改良法に基づき、生活の安定と社会福祉の増進を目的として設置しています。

現在、老朽化した既存住宅の計画改善や建て替えに取り組んでおり、効率的・効果的な整備による施設の長寿命化に努めます。

(10) 上水道施設

耐用年数や老朽化を考慮した予防保全に取り組み、適切な維持管理による施設の長寿命化に努めます。

(11) その他施設

駐在所や水防倉庫、トイレなどをここに分類しています。

施設のあり方を検討し、必要性が著しく低下している施設は売却や統廃合を検討するとともに、継続して使用する施設については予防保全に取り組み、適切な維持管理による施設の長寿命化に努めます。

2. インフラ施設

(1) 道路施設

橋梁は定期的な点検を行い、健全性を評価し、必要に応じて「上板町橋梁長寿命化修繕計画」の見直しや更新による計画的な維持管理を行うことにより、トータルコストの縮減と予算の平準化を図ります。

道路構造物などのその他の施設については、通常パトロール等によって状況を確認し、必要に応じて補修や更新を行います。

(2) 上水道施設

管路施設および水道施設（水源地、配水池等）では、中長期的視点にたったメンテナンスサイクルを構築し、これに基づく維持管理と改修更新等を着実に実施することによってトータルコストの縮減と平準化を図ります。

また、環境や社会生活活動に大きく影響する設備については予防保全または時間計画保全の維持管理を行う一方、影響が小さく応急処置が可能な設備等については事後保全の維持管理とするなど、重要度に応じた適切な維持管理を実施し、維持管理の適正化によるトータルコストの縮減を目指します。

(3) 農業集落排水施設

管路施設および終末処理場における機械・電気設備では長寿命化計画を策定しており、これに基づく維持管理と改築更新等を着実に実施することにより、トータルコストの縮減と平準化に向けた取り組みを行っていきます。

また、環境や社会生活活動に大きく影響する設備については予防保全または時間計画保全の維持管理を行う一方、影響が小さく応急処置が可能な設備等については事後保全の維持管理とするなど、重要度に応じた適切な維持管理を実施し、維持管理の適正化によるトータルコストの縮減を目指します。

第6章 具体的な取り組み

1. 過去に行った対策と実績

前回の公共施設等総合管理計画策定後に実施した対策として、以下の内容があげられます。

	施設名称	延床面積 (㎡)	建築年月日	対策実施年度	対策内容
1	第2分団（格納庫・詰所）	49.30	1978年3月31日	2017年度	除却
2	旧中央公民館（第1分館）	373.00	1967年3月31日	2020年度	除却
3	泉水庵	84.94	1998年3月27日	2016年度	除却
4	東原住宅	3,120.00	1955年4月1日	2016年度	除却
5	旧乳児保育所	263.00	1975年3月31日	2016年度	除却
6	上板町文化センター	490.00	1971年3月31日	2017年度	除却
7	老人ルーム	150.00	1976年3月31日	2016年度	除却
8	春日団地	252.00	1977年4月1日	2020年度	除却

2. 地方公会計の活用

人口減少・少子超高齢化の進展など自治体をめぐる経営環境が大きく変化する中で、地方公会計制度改革との連携を通じて、適切な公共施設マネジメントを実現し、持続可能な経営の推進に努めていきます。

公共施設の維持管理・修繕・更新等に係る中・長期的な経費の見込みの算出に固定資産台帳のデータを活用します。

3. 個別施設計画・関連計画の策定状況

本町が保有する公共施設等（建物及びインフラ施設）は、高度経済成長期を中心に整備されたものが多く、今後、老朽化に伴い更新の時期を迎えることとなります。

このような状況を踏まえ、公共施設等の中長期的な維持管理・更新の方針を定める「個別施設計画（長寿命化計画）」の策定が要請されており、本町においても、分野ごとに順次策定を進めています。以下に策定済みの計画について挙げております。

施設	策定年度	計画名
学校教育・社会教育施設	令和2年3月	上板町学校施設・社会教育施設個別施設計画
公営住宅	令和2年3月	上板町公営住宅等長寿命化計画
公共施設（建物）※ ₁	令和3年3月	上板町公共施設等個別施設計画
橋梁	令和2年2月	上板町橋梁長寿命化修繕計画
上水道	平成31年3月	上板町水道事業経営戦略
農業集落排水施設	令和3年3月	上板町農業集落排水施設最適整備構想

※₁対象の建物は学校教育・社会教育施設及び公営住宅を除き、延床面積が200㎡以上の施設となっています。

令和4年3月

上板町役場総務課

〒771-1392

徳島県板野郡上板町七篠字経塚 42 番地

TEL : 088-694-3111

FAX : 088-694-5903